

パブリック・コメント手続 実施中



資料 7-1

意見募集のテーマ:

高齢福祉・介護保険

パブリック・コメント手続（意見募集）実施中 みなさんのご意見を お寄せください

～募集内容はこちら～

1 意見募集案件名

「第9期調布市高齢者総合計画（案）」

2 計画の内容

令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険事業計画と高齢者福祉施策の基本的な考え方を示す計画です。

～提出方法はこちら～

1 意見等の提出方法

- 直接または郵送、FAX、Eメール、専用フォームで市役所高齢者支援室へご提出ください。各公共施設の意見提出箱にも提出できます。
- 提出に当たっては、表題に「第9期調布市高齢者総合計画（案）への意見」と明記のうえ、住所、氏名、ご意見をご記入ください。
- 様式は自由です。

詳細はホームページから
もご覧いただけます。

2 意見提出先・担当

調布市役所 福祉健康部 高齢者支援室（市役所2階）
〒182-8511 調布市小島町2-35-1
FAX：042-481-4288（TEL：042-481-7149）
Eメール：kourei@city.chofu.lg.jp

市ホームページ



専用フォーム



3 意見募集期間 令和5年12月20日（水）～令和6年1月19日（金）

4 計画策定予定時期 令和6年3月末

令和5年12月

高齢者総合計画（案）

■ 計画の背景等

策定目的	住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう，地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現，介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組を具体化するため
計画期間	令和6年度から令和8年度までの3箇年
根拠法令	介護保険法第117条，老人福祉法第20条の8
計画の特徴	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等について，また介護保険事業以外の高齢者に関する福祉サービスや施策全般について定めたもの
対象	高齢者

■ 計画の体系

計画の位置づけ	<p>< 介護保険法（市町村介護保険事業計画） > 第117条 市町村は，基本指針に即して，三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>< 老人福祉法（市町村老人福祉計画） > 第20条の8 市町村は，老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。</p>
将来像 ・ 基本理念 （福祉3 計画共通）	<p>< 将来像 > みんなで支え合う誰一人取り残されないともに生きるまち</p> <p>< 共通理念 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会 2 互いに認め合い，尊重し合い，ともに生きる地域社会 3 世代や属性を超えてつながり，住民全体で支え合う地域社会 4 多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制
重点施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の見守り体制の充実 増加するひとりぐらし高齢者や認知症高齢者，複雑・多様な問題を抱える高齢者が地域で安心して暮らすためには，市民や地域等のインフォーマルサービスを活用した見守り支援の充実が特に重要である。見守りネットワーク「みまもっと」を中心に，地域づくりや互助体制の強化を推進する 2 医療と介護の連携強化 要支援・要介護状態にある方は，医療と介護の両方の支援ニーズを有するケースが多いため，地域での療養生活を支援するとともに，医療・福祉と在宅療養者をつなぐ相談・コー

重点施策	<p>ディネート機能の充実を推進する。また、今後の認知症・慢性疾患等の増加を見据え、三師会・保健所・各包括との連携を促進し、重症化する前から包括的・継続的な在宅療養支援に取り組む</p> <p>3 介護予防の取組 高年齢者の関心の高いテーマであり、健康寿命の延伸やQOL（生活の質）の向上に向け、積極的な介護予防に取り組む。「10の筋力トレーニングを」を中心とした運動機能の維持・回復に加え、栄養や社会参加の側面にも着目して幅広い支援・施策を展開する。また、身近な活動場所における高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業を推進する。</p> <p>4 生活支援の展開 今後の人口構造・社会環境等の変化には、「互助」の強化が不可欠であり、多様な主体による幅広い生活支援が求められている。地域支え合い推進員を中心に、新たな担い手の発掘や資源の開発、ネットワークの構築を進め、地域・高齢者のニーズに則した支援・活動を実現していく。また、常設通いの場の充実に努めていく。</p> <p>5 認知症施策の推進 認知症当事者・家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪に各種施策を推進する。そのためには、正しく「認知症を知る」機会を積極的に提供していくとともに、地域ぐるみで支える体制・仕組みの充実、医療・介護・地域の連携・協力による認知症予防や早期発見・対応に取り組む。</p> <p>6 ケアラー支援の充実 高齢者の増加や社会環境・生活環境等の変化により、今後も多様なケアラーの増加が見込まれるため、高齢者本人への支援とケアラー支援の充実を両輪で推進する。ケアラー本人の気づきや早期支援が重要なため、幅広い対象者への普及啓発、利用可能な支援・資源等の情報を分かりやすく発信していく。</p> <p>7 持続可能な介護保険制度の運営 今後の中長期的な人口動態や家庭環境・生活環境等の変化による介護サービスの需要を的確に踏まえながら、介護サービス基盤を計画的に確保するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保・育成、介護現場の生産性の向上に取り組む。</p>
その他の計画の特性	<p>計画策定にあたって、「市民福祉ニーズ調査」、「高齢者実態調査」、「在宅介護実態調査」等を実施し、高齢者や地域の実態・ニーズを把握し、各施策の具体的な数値目標等を記載</p>
計画の進行管理	<p>高齢者福祉推進協議会において、計画の進行管理や推進等を行い、各施策の達成状況や効果等について評価し、その結果を公表する</p>